

日本共産党 **井坂しんや**県議代表質問（要旨）＝一括質問＝

2023 年 2 月 17 日（金）14：35～15：30

《主な質問項目》

【 1 】物価高騰対策について

- （ 1 ）物価高騰の要因とアベノミクスの影響について
- （ 2 ）国や県の物価高騰対策について
- （ 3 ）生活保護について
 - ア）生活保護費の引き上げについて
 - イ）冷房器具の購入及び夏季加算について

【 2 】安全保障に対する知事の政治姿勢と基地問題について

- （ 1 ）敵基地攻撃能力の保持について
- （ 2 ）横浜ノース・ドックへの新部隊編成について

【 3 】P F A S（有機フッ素化合物）について

- （ 1 ）米軍基地における流出問題について
- （ 2 ）暫定目標値を超えた地域での原因究明と調査について

【 4 】県立総合療育相談センターと湘南東部障がい保健福祉圏域の

サービス提供体制について

【 5 】気候危機対策について

- （ 1 ）地球温暖化対策に係る既存事業の促進について
- （ 2 ）太陽光パネル設置の促進について
 - ア）県有施設への設置の促進について
 - イ）住宅への設置の促進について

【 6 】葉山港指定管理者の選定に係る住民監査請求の結果について



【 1 】物価高騰対策について

（ 1 ）物価高騰の要因とアベノミクスの影響について

ある経済学者によると、円安の要因は欧米各国と日本の金利差にあり、日銀が金利を上げられない理由は、アベノミクスの異次元の金融緩和によって 2022 年 9 月末時点で日銀の国債の保有割合が 50.3%、約 536 兆円という巨額な保有残高にあるとしています。また、内需型産業の供給能力が衰退しているのと同時に、円安局面でも輸出数量が増えず貿易赤字が定着しているのは、国内産業の空洞化と競争力衰退が進んでいることであり、これらは新自由主義に基づく経済政策によるものと指摘しています。

知事は、2017 年の私の代表質問の答弁で、名目 GDP や就業者数の増などを理由に「アベノミクスの効果があらわれ始めている」と答弁されました。

そこで知事に伺います。現状の物価高騰の要因や経済状況とアベノミクスの関係について、どのように捉えているのでしょうか。そして、これまでのアベノミクスについてはどのように評価をされているのでしょうか、知事の見解を伺います。

〔黒岩知事〕

(2) 国や県の物価高騰対策について

物価高騰対策は、基本的に国が中心となって取り組まなければならない問題ではありますが、県として県民生活を支援する立場から様々な方策をとることも必要です。その一つとしては、水道料金や介護保険料、国民健康保険料など、公共料金の引き下げなどを検討する必要があります。

例えば、国民健康保険料は、国が決算補填目的の法定外繰入を減らしている影響でここ数年、保険料の負担率が上昇しています。

また、県営水道の料金なども値上げの方向での料金改定の論議が進んでいますし、介護保険料は保険制度導入時と比べると65歳以上の第1号被保険者では、保険料が倍になっている状況です。

そこで知事に伺います。消費税の減税や年金の引き上げ、中小企業に対する更なる賃上げ政策の実施などの物価高騰対策を国に求めるべきと思いますが、知事の見解を伺います。

また、県として水道料金などの公共料金や介護・国保の保険料などの引き下げを行うべきと思いますが、知事の見解を伺います。

[黒岩知事]

県内市町村国保 決算補填目的等の一般会計法定外繰入額の推移			
	2016 (H28) 年度	2020 (R2) 年度	対16年度比 (%)
決算補填目的等法定外繰入額	290億4213万円	85億7951万円	25.9
一人当たり保険料調定額 (年間)	104,995円	156,676円	149.2
保険料 (税) 負担率 (%)	11.24	11.88	105.7

健康医療局の資料をもとに日本共産党神奈川県議団作成

県内1号被保険者の介護保険料 (基準額) の推移			
	第1期 (2000～2002年)	第8期 (2021～2023年)	対1期比 (%)
介護保険料基準額 (県平均) (円/月)	2,975	6,028	202.6

日本共産党神奈川県議団作成

(3) 生活保護について

ア) 生活保護費の引き上げについて

私は昨年10月の予算委員会で、物価高騰に見合った生活保護費の引き上げを国に求めるよう質問しましたが、知事は5年ごとの生活保護費の見直しの時期であり、国で検討中だから国に対して生活保護費の引き上げは求めないとの答弁でした。

昨年 12 月に厚生労働省は生活保護費の引き上げを発表しましたが、現在の物価高騰に見合ったものとは到底言えないものです。

厚生労働省の資料によれば、神奈川県においては、子どものいる世帯で 1.5%~6.6%の引き上げとなっていますが、75 歳以上の後期高齢者の世帯では 0%~0.6%と、非常に低い状況になっています。

そもそも低所得世帯の生活水準が下がったと言うなら、生活保護を削るのでなく、低所得世帯の生活を支援することこそ大切だと思います。

前回の生活保護費の改定以後、全国で生活保護費の引き下げは憲法違反とした「生存権裁判」が起こされました。その中で、東京地裁、大阪地裁、熊本地裁そして昨年 10 月には横浜地裁でも生活保護費の引き下げは違法との判断が下され、今年 2 月 10 日には宮崎地裁でも違法との判断が下されています。

裁判長は「判断は専門家による会議での議論を経ていなかった。また、引き下げに際して用いた物価指数は、生活保護受給世帯の支出が少ないテレビやパソコンの価格下落の影響を大きく受けたもので、合理的関連性を欠いている」と指摘し、引き下げの判断は違法としました。

消費者物価指数は急激に上がっています。2022 年 12 月の消費者物価指数は総合指数で前年同月比 4.0%の引き上げとなっており、年間の平均で言えば、5 年前の 2017 年との比較では 3.7%上昇しています。

特に日常欠かせない食料品や光熱費の上昇率は非常に高く、2022 年 12 月の前年同月比では、穀類が 9.6%、生鮮魚介類が 16.2%、電気代 21.3%ガス代 23.3%と急激な上昇です。

さらに、この 2 月には 5500 品目の値上げ、6 月からは東京電力が平均で 29.31%の電気代の値上げを申請するなど、ますます支出が増えることになります。

そこで知事に伺います。知事は、生活保護費の引き下げが違法とされた裁判の結果について、どのように受け止めているのでしょうか、見解を伺います。

その上で、国の消費実態の調査が現実の物価上昇に合っていないことから調査の見直しを求めるとともに、消費者物価の上昇率に合わせた生活保護費の引き上げを国に求める必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

〔黒岩知事〕

世帯類型ごとの生活扶助基準額						
世帯類型	級地	(A) 現行基準	(B) 検証結果反映後	(A) 対比	(C) 令和 5 年度基準 (案)	(A) 対比
高齢夫婦世帯 (75歳夫婦)	1級地1	11.2万円	10.7万円	-4.4%	11.2万円	0.0%
	2級地1	10.5万円	10.3万円	-2.5%	10.5万円	0.0%
	3級地2	9.9万円	9.6万円	-2.9%	9.9万円	0.0%
高齢単身世帯 (75歳)	1級地1	7.2万円	6.8万円	-5.9%	7.2万円	0.0%
	2級地1	6.5万円	6.5万円	-0.9%	6.6万円	+0.6%
	3級地2	6.2万円	6.1万円	-1.1%	6.2万円	+0.6%

75歳以上の後期高齢者の世帯 0%~0.6%

出典：厚生労働省ホームページ

平成20年10月1日現在、生活保護費の引き下げは憲法違反と判断された。この判断は、生活保護費の引き下げが憲法違反であるという判断である。この判断は、生活保護費の引き下げが憲法違反であるという判断である。

（注）以上検討したところによれば、平成20年から平成23年までの生活扶助相当CPIの変動率は、テレビ及びパソコンの価格指数が下落した影響が大きく及んでいるところ、生活扶助相当CPIを算出する際に用いられたウェイト（消費構造）と保護受給世帯における消費構造は異なり、特に、テレビ及びパソコンを含む娯楽・娯楽の支出割合は保護受給世帯で相当小さいといえるから、生活扶助相当CPIが下落したことによる消費実態への影響の程度（実質的な可処分所得の増加と評価し得る程度）は、保護受給世帯では、一般世帯に比べ相当限られたものであったと認められる。

したがって、保護受給世帯において、本件下落率（-4.78%）に相当するような可処分所得の実質的増加が生じたものと評価することはできない。

ウ 以上によれば、厚生労働大臣が、生活扶助相当CPIの平成20年から平成23年の物価変動率を-4.78%と算定し、これをもって、平成20年以降の保護受給世帯の可処分所得が相対的、実質的に増加したことによる一般国民との不均衡を是正するのに相当な数値と判断したことは、統計等の客観的な数値等との合理的関連性を欠くといわざるを得ない。

第54号生活保護基準引下げ
判決文（抜粋）

合理的関連性を欠くといわざるを得ない

イ) 冷房器具の購入及び夏季加算について

また、私たちは、冷房器具・クーラーの購入に対して全ての生活保護世帯で生活保護費の対象にするよう求めてきました。生活保護世帯の半分以上は 65 歳以上の高齢者です。夏の猛暑で熱中症などにかからないためにも冷房器具は必須となっています。

全ての生活保護世帯が冷房器具を購入できるように生活保護費の支給対象とすることや、電力需要に見合った夏季の加算の検討などを県として国に求める必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

また、国がそれらの実施をしないのであれば、県として独自の対応を図る必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

〔黒岩知事〕

【2】安全保障に対する知事の政治姿勢と基地問題について

(1) 敵基地攻撃能力の保持について

政府は、12 月 16 日に安保 3 文書の改定を閣議決定しました。この内容は、専守防衛を投げ捨て、敵基地を攻撃できる能力を自衛隊が保持することや防衛費を大幅に増やし、トマホークなどのミサイルを購入することなどです。

これは、2015 年の集団的自衛権を認める安保法の制定に続き、憲法違反のものであり、まさに戦争できる国づくりであり、自衛隊を日本の防衛とは関係のない台湾有事などに米軍と一緒に軍事行動を行うことができるようにするものです。

敵基地攻撃能力の保持、米軍との一体化での集団的自衛権の行使などについてどのようにお考えか、知事の見解を伺います。

また、国の政策変更に伴って神奈川県民の安全や安心などについてどのような影響が及ぶとお考えか、知事の見解を伺います。

〔黒岩知事〕

**導入するスタンド・オフ・ミサイル
(長距離ミサイル)**

国産 いずれ も研 究・ 開 発 中	12式対艦誘導弾能力向上型/1000°以上	トマホーク/1600°
地上だけでなく艦船、戦闘機 (F2戦闘機) にも搭載。2026年度以降の配備を目指す		米国製の長距離巡航ミサイル。イラク、アフガニスタンなど米の先制攻撃戦争で使用。23年度予算案に購入費を計上
極超音速高速滑空弾/2000°? (艦艇防衛用高速滑空弾・能力向上型)		JSM/500°
高高度を上下動しながら滑空し、マッハ5以上で落下・攻撃。配備時期未定		ノルウェー製の空対地、空対艦ミサイル。納入され次第、F35Aステルス戦闘機に搭載
極超音速誘導弾/3000°?		JASSM/900°
スクラム・ジェットエンジンを搭載。低高度をマッハ5以上で飛行。誘導で軌道も自在に。配備時期は未定		米国製の空対地ミサイル。F15戦闘機の改修完了後、搭載。23年度予算案に取得費を初計上

提供：2023年2月8日しんぶん赤旗

(2) 横浜ノース・ドックへの新部隊編成について

安保 3 文書の改定に関連して、1 月 11 日に日米 2 プラス 2 が開かれ、安保 3 文書の推進を確認しています。その中には横浜ノース・ドックに新しい部隊を編成することが公表されました。

1 月 30 日の米軍司令官との懇談の中で知事は、地域住民の不安を取り除くため情報提供を求めているとしていましたが、その後記者には「中長期では縮小・返還を求めているが、今は受け入れていくことになる」と発言され、容認する姿勢を示しました。

しかし、横浜ノース・ドックへの新部隊編成は明らかに基地機能の強化にあたるものであり、安保 3 文書や日米 2 プラス 2 の関係で行けば、恒久的な配備になる可能性が高く、いくら日米の間で取り決めたものとしても、基地の整理、縮小、返還を県是とする県として認めることはできないと考えます。知事は国や米軍に対して抗議し撤回を求めるべきと思いますが、知事の見解を伺います。
〔黒岩知事〕



【 3 】 P F A S (有機フッ素化合物) について

(1) 米軍基地における流出問題について

県内では引地川水系や鳩川水系、座間市の水源などで暫定目標値を超える P F A S が検出されていますが、この原因調査はいまだ進んでいません。わが団としても昨年の本会議で続けて取り上げ、原因究明を求めてきました。5 月に米海軍横須賀基地で高濃度の P F A S の流出があり、さらに 9 月には米海軍厚木基地でも流出事案の発生が続きました。

このような状況を受け、神奈川県基地関係県市連絡協議会としてこの問題について2回の要請を政府に提出し、本議会からも10月に国に対して意見書を提出しました。その後、厚木基地では10月、12月に2回、横須賀基地では12月に立入調査が行われました。

しかし、米軍の判断で調査できる所を決めていたり、水の採取なども米軍が決めた所でしか行えないなど、あくまでも現場確認という状況で、流出の範囲や程度、流出原因の特定につながるような調査が行われたとは言えない状況でした。

県内の米軍の基地ではすでにPFASを含む泡消火剤などは交換が完了したとのことですが、原因究明と被害状況の確認は引き続き行うことが必要です。

そこで知事に伺います。今後も原因究明と河川や土壤汚染の状況など被害状況の調査を引き続き行う必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

また、今回環境補足協定に基づいて基地への立入調査が行われましたが、課題が残ったと思います。どのような課題があると感じておられるのか、立入調査の実施に対する評価を含め見解を伺います。

さらに、改善のためには環境補足協定の見直しとともにその根本にある日米地位協定の改定について引き続き求める必要があると思いますが、知事の見解を伺います。
[黒岩知事]

		2020年度		2021年度	
河川名	地点名	PFOS (ng/L)	PFOA (ng/L)	PFOS及び PFOA 合計値 (ng/L)	PFOS及びPFOA 合計値(ng/L)
引地川	草柳橋	9.5	1.8	11	14
引地川	福田1号橋	210	9.8	220	120
引地川	福田橋	99	15	110	340
蓼川	厚木基地上	10	3.2	13	17
蓼川	立川橋	170	17	180	190
蓼川	蓼根橋	110	11	120	120
引地川	下土棚大橋	80	8.3	88	170
引地川	富士見橋	43	7.6	51	170

引地川水系
有機フッ素化合物調査結果

格納庫（泡消火剤が漏れた現場）



提供：環境農政局

調整池



豪雨時等に基地内から流れ出る水が河川にそのまま放流される前に一時的に貯水される場所
漏れた泡消火剤は基地内の水と共に一旦調整池に溜められた

提供：環境農政局

(2) 暫定目標値を超えた地域での原因究明と調査について

P F A S の問題は県内の河川の調査で問題になっているわけですから、米軍基地からの流出問題とは別に原因究明と環境や人体への影響を調査する必要があります。特に人体への影響という点では、水源地での暫定目標値を超えている状況や、2007 年の県内河川での調査では暫定目標値を超える P F A S が検出されていることから、その影響を調査することは大変重要です。

新聞報道によると、来年度、座間市では水路の調査を行う予算が組まれているとのこと。県として座間市と連携して取り組むとともに、県内の河川で暫定目標値を超えていた引地川水系や鳩川水系などの周辺の土壌調査などを行う必要があると思います。

そこで知事に伺います。県内河川で P F A S の暫定目標値を超えた原因の究明を行うとともに、河川周辺の土壌調査や周辺住民の人体への影響調査を行うべきと考えますが、知事の見解を伺います。

【黒岩知事】

【 4 】 県立総合療育相談センターと湘南東部障がい保健福祉圏域のサービス提供体制について

現在、県立総合療育相談センターは、短期入所事業が一時的に受入れ休止を繰り返している状況です。私たちも昨年 11 月に現場を視察させていただきましたが、その中でも人材確保が進んでいない状況と今後の人員体制の困難さなどを伺いました。

この問題については、現在県立総合療育相談センターの在り方検討会が設置され、検討が進められています。一刻も早く短期入所事業の一時的な休止を正常に戻すことが求められます。

一番の課題は、湘南東部障がい保健福祉圏域において、短期入所を含む重症心身障害児者のサービス提供体制が弱いことが挙げられます。

2022 年 3 月に策定された第 6 期神奈川県障がい福祉計画では、湘南東部の医療型短期入所サービスの見込み量は、2023 年の見込みでは 1 カ月当たりの延べ利用日数 209 日となっており、単純に一日当たりになると最低でも 7 人の受入れ体制を常時備えておかねばなりません。しかし、現在この地域で医療型短期入所事業を実施しているのは総合療育相談センターを含めて 2 事業者となっ

ており、この地域の事業者だけでは、利用者のニーズに応えることができない状況となっています。

そこで知事に伺います。このような現状を踏まえ、湘南東部障がい保健福祉圏域のサービス提供体制の充実についてどのように検討しているのか知事の見解を伺います。

また、県立総合療育相談センターにおいて、1 日の受入れ人数の目標についてどう考えているのか、そして、その目標を達成するためには医師や看護師は何人必要と考えているのかなどの人員体制について、知事の見解を伺います。

障がい保健福祉圏域	単位	福祉型短期入所サービス見込み量			医療型短期入所サービス見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
横 浜	人日	5,500	5,600	5,700	2,000	2,050	2,100
	人数	1,100	1,120	1,140	400	410	420
川 崎	人日	2,650	2,723	2,799	184	189	194
	人数	539	554	569	41	42	43
相 模 原	人日	1,887	1,902	1,917	240	240	240
	人数	236	238	240	30	30	30
横須賀・三浦	人日	2,871	3,068	3,266	93	106	129
	人数	637	696	755	20	23	26
湘 南 東 部	人日	1,599	1,727	1,841	146	171	209
	人数	298	322	344	29	34	41
湘 南 西 部	人日	2,378	2,446	2,544	174	185	197
	人数	336	351	368	30	32	34
県 央	人日	2,532	2,689				
	人数	416	442				
県 西	人日	884	1,015				
	人数	177	201				
合 計	人日	20,301	21,170				
	人数	3,739	3,924				

1か月あたりの延べ利用日数
209日

第6期神奈川県障がい福祉計画
各保健福祉圏域のサービス量の見込み

さらに、湘南東部障がい保健福祉圏域では、重症心身障がい児者施設がありません。保護者などからは強く要望をされていますが、県として設置に向けた動きが大変弱いように感じます。今後、民間事業者を含め湘南東部障がい保健福祉圏域における施設整備についてはどのように検討されているのでしょうか、併せて見解を伺います。

〔黒岩知事〕

【５】気候危機対策について

（１）地球温暖化対策に係る既存事業の促進について

本県としても地球温暖化対策に取り組んでおり、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比46%から50%へと引き上げるなど、積極的に取り組もうという姿勢が見られます。しかし、それでも2050年温室効果ガス実質排出ゼロを達成するには、まだまだ施策は十分とは言えず、さらなる地球温暖化対策事業の拡大が必要です。

再生可能エネルギーの普及としてZEH・ZEBの推進、自家消費型太陽光発電等導入費補助、省エネ対策としては既存住宅省エネ改修費補助や中小規模事業者省エネルギー設備導入支援補助があります。これらの事業については、2023年度予算案は前年よりも増額されています。

そこで知事に伺います。2023年度予算で拡充した事業については、どのような考え方で拡充を行ったのか、知事の見解を伺います。

〔黒岩知事〕

（２）太陽光パネル設置の促進について

ア）県有施設への設置の促進について

このことについては、わが団としてもこれまで議会で取り上げてきました。2023年度予算では、県有施設の太陽光パネル設置促進に取り組むとし、2040年度までに設置可能な施設には100%設置を目指すとのことです。私も昨年の代表質問で県有施設への太陽光パネルの設置の促進、特に県営住宅への設置の促進を求めてきました。

これら県有施設への太陽光パネルを設置するための具体的な内容として、どのような施設にどれだけの発電量の設備をいつまでに設置をする方向性なのか、知事の見解を伺います。

〔黒岩知事〕

イ) 住宅への設置の促進について

県としても住宅への太陽光パネル設置に取り組んでいるところですが、さらに積極的に再生可能エネルギーの普及を進めることが求められます。

昨年、東京都がハウスメーカーなどに新築の住宅への太陽光パネルの設置を義務化すると発表しましたが、川崎市でも一戸建て住宅を含む延べ床面積2000㎡未満の中小規模の建物の新築時には、太陽光パネルの設置を約20社のハウスメーカーに義務付けることや、2000㎡以上の大規模な事業所やマンションの新增築についても、再生可能エネルギー設備の設置を建築主に義務付ける方向性が示されています。

県としても同様の方式を検討する必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

また、その際購入代金が高くなることが予想されますので、補助制度を作る必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

そして、これらの政策は新築住宅への義務付けとなっていますが、既存住宅などに対する支援も重要です。ゼロ円ソーラーや共同購入事業も進められていますが、住宅への太陽光発電を設置する際の補助制度を設けるなど、さらなる太陽光パネル設置に向けた取組を進める必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

[黒岩知事]

【6】葉山港指定管理者の選定に係る住民監査請求の結果について

昨年10月の議会において私は、葉山港の指定管理者の指定について、選定過程に問題があり公正性を欠いた選定だったこと、条例違反は社会的に大きな影響を及ぼさないとした判断は県民の理解を得られるものではないとして議案に反対するとともに選定方法の改善を求めました。

今年の1月27日、横須賀市議会議員が起こした監査請求に対する結果が明らかになりました。監査結果は、「請求人が主張する県への損害が発生する恐れがあるとは認められない」として請求を棄却しているものの「港湾部会における選定審査の過程は不当であったと言わざるを得ない」と述べていることは重大です。

この判断に至った経過を見ますと、選定委員5名中4名に聞き取りをした結果、事前に横須賀市の条例に違反していたことを知っていたら、「コンプライアンス、社会貢献」

や「事故不祥事への対応・個人情報保護」の項目を減点していたという証言があったこと。さらに、この事業者が「短期間に同じ区域で同じ態様の法令違反行為を繰り返していることからすれば、一般的に見て、社会的影響は小さくないと言わざるべきであり、それは、是正した事実や過怠金が納付済みであったという事実をもってしても変わるものではなく公正な審査が尽くされるべきであるという観点から」「報告書に記載を求めべきであった」と考えられるとしています。

そこで知事に伺います。問題となった事業者が受けた横須賀市の行政処分について、社会的に大きな影響を及ぼさないとした県土整備局の答弁と今回の監査委員の指摘には大きな開きがあると思いますが、このような指摘についてどのように受け止めているのか、見解を伺います。

また、「公正な審査が尽くされるべきであるという観点から」「報告書に記載を求めべきであった」という監査委員の指摘は、公正な審査という点で問題があったということだと思いますが、このような指摘についてどのように受け止めているのか、知事の見解を伺います。

〔黒岩知事〕

葉山港



住民監査請求の結果内容（抜粋）

港湾部会の選定審査において同社が指定管理者候補として選定されたことが条例第20条に違反して違法・不当であるか否かについて

港湾部会における選定審査の過程は不当であったと言わざるを得ない

るようなことがあってはならないと言わざるべきであり、そうした観点からは、本件募集要項は、条例第20条に定めた選定基準の目的を実現するための適正な内容であったとは認めがたく、加えて、関係人調査において委員の1名が、同社の法令違反行為について仮に審査前に河港課から情報提供があったとすれば、湘南港についても葉山港についても、同社に対する「9. コンプライアンス、社会貢献」及び「10. 事故・不祥事への対応、個人情報保護」の仮減点を減点したと回答していることからすれば、令和4年12月7日の神奈川県議会本会議の代表質問に対して知事が答弁した今後の抜きのとおり、行政処分という重大な結果を招いたものについては全て報告を行った上で、その評価を委員の裁量に委ねるべきであったと考えられる。

また、社会的影響の大きさについては、前述のとおり具体的な基準は示されていないが、同社が、短期間に同じ区域で同じ態様の法令違反行為を繰り返していることからすれば、一般的に見て、社会的影響は小さくないと言わざるべきであり、それは、是正した事実や過怠金が納付済であったという事実をもってしても変わるものではなく、公正な審査が尽くされるべきであるという観点から、同社が報告書に記載を要しないと判断した場合でも、同社に報告書に記載を求めべきであったと考えられる。こうしたことを踏まえれば、同社が過去3年間に行った法令違反行為の事実が看過されて行われた選定審査の過程は不当であると言わざるを得ない。

3 結論
以上のことから、港湾部会における選定審査の過程は不当であったと言わざるを得ないもの、請求人が主張する県への損害が発生するおそれがあるとは認められないことから、本件監査請求には理由がない。